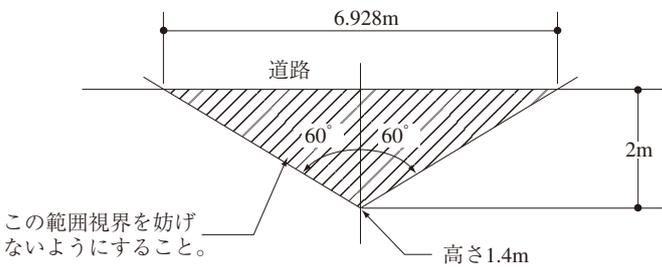
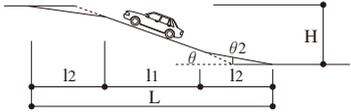


出入口と車路

規 定	法規及び備考
<p>(自動車の出口の構造 = 見とおし角)</p> 	<p>駐車場法施行令第7条 (駐車のために供する部分の面積500m²以上の駐車場に適用) 東京都建築安全条例第28条 (駐車のために供する部分の面積が50m²以上の駐車場に適用 (駐車場法施行令第6条))</p>
<p>(車路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はり下の高さは、2.3m以上であること。 ・ 屈曲部 (ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。) は、自動車を5m以上の内法半径で回転させることができる構造であること。 ・ 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。 ・ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 	<p>駐車場法施行令第8条 (駐車のために供する部分の面積が500m²以上の駐車場に適用 (駐車場法施行令第6条))</p>
<p>[参考]</p>  <p>l₁ : 斜路勾配区間17% (1/6) 以下 l₂ : 緩和勾配区間8.5% (1/12) 以下、長さ3.5m以上 L : 斜路全長H=4.5m、斜路勾配17%とした場合、30.5m以上必要となる なお、斜路勾配最低基準17%の場合、不慣れた運転手に恐怖感を与える場合が多く、13% (1/8) ~ 10% (1/10) 程度の勾配とするのが望ましい</p> <p>内側限界半径5mとした時の円形軌跡 () 内大型車 (単位: mm)</p>	<p>[参考]</p>
<p>(前面空地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車を昇降させる設備を設ける車庫では奥行6m×幅員6m (長さ5m以下の自動車用ではおのおの5.5m×5.5m) の前面空地が必要。 	<p>東京都建築安全条例第28条2項 (駐車のために供する部分の面積が50m²以上の駐車場に適用 (駐車場法施行令第6条))</p>